

人事・労務情報

2013年7月号

田中事務所 特定社会保険労務士 田中理文
東京都立川市錦町 2-6-7-2F
Tel 042-548-0288
E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com
<http://www.tanakajimusho.biz/>

リスクアセスメント 「リスクの見積もり方法」について

最近、労災予防で「リスクアセスメント」が着目されています。労働基準監督署が調査に入り、実施を勧告するケースもあります。リスクアセスメントは単に労災予防のみならず、効率的な作業や仕事を実現できるという側面もあります。下記の(1)②にある「リスクの見積もり」について説明します。



(1) リスクアセスメントとは？(その手順)

- ①作業における危険性または有害性を特定し、
- ②それによる労働災害(健康障害を含む)の重篤度(災害の程度)と発生する可能性の度合いを組み合わせてリスクを見積もり、(→ 詳細は下記の2つの表をご覧ください。)
- ③リスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去又は低減の措置を検討し、その結果を記録する一連の手法のこと。

(2) リスクの見積もり方法

①負傷又は疾病の重篤度の区分

重篤度(被災の程度)	被災の程度・内容の目安
致命的・重大 ×	・死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの。 ・休業災害(1ヶ月以上のもの)、一度に多数の被災者を伴うもの
中程度 △	・休業災害(1ヶ月未満のもの)、一度に複数の被災者を伴うもの
軽度 ○	・不休災害やかすり傷程度のもの

②負傷又は疾病の発生の可能性の区分

発生の可能性	内容の目安
高い、比較的高い ×	・毎日、頻繁に危険性又は有害性に接近するもの ・かなりの注意力でも災害につながり回避困難なもの
ある △	・故障、修理、調整等の非定常的な作業で危険性又は有害性に時々接近するもの ・うっかりしていると災害になるもの
ほとんどない ○	・危険性又は有害性の付近に立ち入ったり、接近する事が滅多にないもの ・通常の状態では災害にならないもの

この①と②をさらにマトリックスに落とし込んで、リスク見積もりと、それへの対策を立案することになりますが、ここでは紙幅の関係があるため、詳細についてご関心がございましたら、当所あてにお問い合わせください。

以上